

令和5年度 第3回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年6月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和5年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
	○	8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤勝浩	
○		森山玲子	
	○	桑原剛史	

令和5年度 第3回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年6月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 2 番 浅井 典裕 委員 3 番 森山 武郎 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
5		その他 閉会宣言 15 時 30 分

令和5年度 第3回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第3回魚沼市農業委員会総会は、令和5年6月27日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号8番中澤正規委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第3回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

担当地区において、下限面積の撤廃によります農地の権利移動の申出がありました。関係者からは事情聴取をしていますし、今日の総会終了後、第2部会の方は集まっていたいただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

第3地区部会会長（大家市衛委員）

総会終了後、話し合いがありますので、第3部会の方出席をお願いいたします。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会、報告事項はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

今日は特に報告する事項はございません。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項、会務報告・部会報告ということで、それぞれ報告を受けました。内容等々ご質問のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。

議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号2番浅井典裕委員及び議席番号3番森山武郎委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は12件、48筆、53,569.00㎡の届出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定、貸借人への売却となっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は20件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届け出がありました。

整理番号1	申請地	*****の一部	田	198.85 m ²
	申請人	*****		
	転用目的	農作業所及び農機具格納庫敷地		

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の13ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買3件、所有権移転贈与2件、使用貸借権設定3件です。

整理番号1 申請地 ***** 田 408 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 売買 *****円

申請の理由は、農業を始めるためです。譲受人は農業を始めるため、自宅に隣接する農地を取得するものであります。譲受人は近くに住む父の農業を手伝ってきた経験もあり、また農業に対して積極的・意欲的であり、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 ***** 畑ほか4筆 合計 1,711 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 売買 *****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は耕作することができず、譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 604 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 売買 *****円

申請の理由は、農業を始めるためです。譲受人の配偶者である妻が農業を始めるため、農地を取得するものです。農業に対して積極的・意欲的であり、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 ***** 田 115 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外在住であり耕作することができず、以前より申請地を耕作していた譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作され

ていくものと考えます。

整理番号5 申請地 ***** 畑 117 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢のため作業できないため、譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6番は親から子への経営移譲に伴う使用貸借権設定、整理番号7番、8番は農業者年金受給に伴う使用貸借権設定です。

以上、整理番号1番から8番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

今井渉委員

整理番号1番ですが、6月20日、瀬下推進委員と譲受人の自宅を訪ねて、申請地を確認しましたところ、きれいに整地され、野菜等も作付けもされております。何ら問題ないかと思えます。

桑原正文委員

整理番号2番ですが、譲渡人は施設に入っております。ずっと今まで譲受人が面倒を見てこられていたようであり譲り受けるようになりました。畑以外の田んぼについては、今実施中の圃場整備の地区内に入っておりますので、それに付随して、いろいろ集約できるかと思えます。

櫻井信夫委員

整理番号3番ですが、譲受人は事務局の説明どおり農業に非常に興味を持っていて、やる気満々で、特に問題がないと思えます。

整理番号4番につきましては、4月21日事務局と私、それから山田推進員で譲受人から聴取した結果、農業経験もありますし、小型の豆トラ2台を所有して、農業ができる状態であります。特に問題がないと思えます。

上村喜久雄委員

整理番号5番ですが、6月21日に下村推進委員と現地を確認、また譲受人に面談をいたしました。農地を譲受人が耕作をしていたというようなことの中で、この度贈与ということで話がまとまったということです。現在も畑として使用をしておりまして、特に問題がないことと思えます。

議 長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、それぞれ事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは特になさいますので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番から3番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号4番、5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関わる整理番号6番、7番、8番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から8番まで、申請どおり許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の19ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

なお、整理番号2及び整理番号3は議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1を説明いたします。

整理番号1	申請地	*****	田	120 m ²
	農地区分	第1種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸出人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	一般住宅3階建1棟		
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	住宅のその他申請に係る土地の周辺地域において居住		

する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住していますが、住居が手狭となったため父親が所有する農地を借受け、新たに住宅を建築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号整理番号1番について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

菑沢芳子委員

整理番号1番ですが、6月25日に**さん立会いの下、高橋推進委員と一緒に現地を確認いたしました。内容については事務局の説明のとおりです。周りも広く、ほかの方に迷惑のかかるようなことはないと思います。

議長（上村会長）

整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

事務局（森山係長）

整理番号2及び整理番号3は議事参与の制限により、櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号2 申請地 **** 田 720 m²

農地区分 第3種農地

権利種別 所有権移転 売買

譲渡人 ****

譲受人 ****

申請概要 整形外科医院1棟及び駐車場

転用目的 整形外科医院及び駐車場敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は医療法人を運営しており、申請地を取得し、整形外科医院を開業するため、申請があったものです。

整理番号3 申請地 **** 田 717 m²

農地区分 第3種農地

権利種別 賃借権設定

貸出人 ****

借受人 ****

申請概要 整形外科医院 1 棟及び駐車場
転用目的 調剤薬局及び駐車場敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。借受人は調剤薬局を運営しており、申請地を借受け、調剤薬局を建設するため、申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第 2 号整理番号 2 番・3 番について、事務局に続きまして、担当地区の佐藤新一委員より調査・補足説明をお願いいたします。関連がありますので、2 番・3 番お願いします。

佐藤新一委員

整理番号 2 番・3 番ですが、6 月 20 日に行政書士さんのほうから申請書類をいただきまして、6 月 21 日に駒形推進委員と二人で現地確認させていただきました。事務局の説明のとおりでございますので、間違いないと思います。

議長（上村会長）

議案第 2 号整理番号 2 番・3 番について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 2 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて整理番号 3 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 1 番から 3 番まで異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の 21 ページをご覧ください。

議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 17 件
筆数 66 筆
面積 48,570.12 m²

所有権移転 件数 4 件
筆数 6 筆
面積 4,988.00 m²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、28 ページをご覧ください。

整理番号 5-1 所有権を移転する農用地 ***** 田 1,119 m²
所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 売買 対価 *****円

整理番号 5-2 所有権を移転する農用地 ***** 田 559 m²
所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 売買 対価 *****円

整理番号 5-3 所有権を移転する農用地 ***** 畑 615 m²
所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 贈与

整理番号 5-4 所有権を移転する農用地 ***** 田ほか2筆
合計 2,695 m²
所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 贈与

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農用地利用集積計画の決定について、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

議案書の29ページをご覧ください。

令和4年度農業委員会の農地利用の推進の状況その他事務の実施状況を決定いただき、今後公表してよいかの意見を求めるものであります。いわゆる令和4年度の農業委員会の活動実績報告になりますが、3月14日の幹事会で概ねの確認をいただき、その後委員の皆さんの点検評価の結果や事務の実施状況等も入れた最終版となっております。

31ページの1最適化活動の成果目標（1）農地の集積をご覧ください。③実績がありますが、今年度末の集積率は②目標の59.3%に対して実績は中段のところですが、67.4%となっており、達成率については115.7%でありました。ほ場整備実施地区などもあり、農地集積が推進できたという結果でありました。その下の（2）遊休農地の発生防止・解消については32ページの中段になりますが、農業委員会の点検結果としまして、7月から8月に重点農地パトロールを実施していただき、日常活動の中でも農地の見守り活動に努めていただきました。（3）新規参入の促進については33ページの上段になりますが、1経営体の参入があり、地域の担い手として期待されるところであります。

同ページの2最適化活動の活動目標（2）活動強化月間の設定としまして、目標どおり年3回実施しました。34ページの（3）新規参入相談会への参加は目標どおり1回参加しました。34ページの下段の目標の達成状況の評語ではありますが、農業委員会全体の評価として、目標に対して期待を上回る結果が得られたという評価になっております。隣の35ページについては、許可事務の処理件数等の事務の実施状況報告となっております。以上、簡単にご説明申し上げます。

議長（上村会長）

議案第4号について、事務局の説明が終わりました。内容等々、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。議案第4号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、提案のとおり公表並びに決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、以上の内容におきまして公表をさせていただきます。

その他

事務局（森山係長）

- ・ 地区内の情報の共有・検討について
- ・ 活動記録簿の記入・提出について

事務局（斎藤事務局長）

- ・ 農地利用最適化推進委員会の委員候補者、評価委員会の開催について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は 15 時 30 分）

上記会議の内容は、令和 5 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 番

議席番号 番
